

群馬大学大学院食健康科学研究科副研究科長に関する内規

令和 7. 4. 1 制 定

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学院食健康科学研究科副研究科長（以下「副研究科長」という。）に関し必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 食健康科学研究科（以下「本研究科」という。）に、副研究科長を置き、本研究科の教授をもって充てる。

(職 務)

第3条 副研究科長は、食健康科学研究科長（以下「研究科長」という。）を補佐し、研究科長の指示する全研究科的な重要事項について企画・立案及び連絡調整等を行う。

(選 考)

第4条 副研究科長は、研究科長が指名する。

(任 期)

第5条 副研究科長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、研究科長の任期を超えることはできない。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、食健康科学研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。